

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条、第一百零二条第一項ただし書及び第一百四十四条第一項並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条第二項の規定に基づき、大学院設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月十四日

文部科学大臣 平野 博文

大学院設置基準等の一部を改正する省令

（大学院設置基準の一部改正）

第一条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（入学者選抜）

第一条の三 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

第三十三条第一項中「第十六条」の下に「(第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二)」を加える。

(学校教育法施行規則の一部改正)

第二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第四号中「第百六十二条」を「次号及び第百六十二条」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（学位規則の一部改正）

第三条 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十六条」の下に「及び第十六条の二」を加える。

第五条の見出しを「（学位の授与に係る審査への協力）」に改め、同条中「学位論文の」を削る。

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第四条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「前二

号」を「第一号及び第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果

附 則

この省令は、公布の日から施行する。